# 炭鉱住宅の計画と供給に関する住宅計画・政策論的研究(2)

本田 昭四

(梗概)

目 次

序 研究の対象・目的・方法

《第1編》 炭鉱住宅計画に関する史的研究

第1章 炭鉱住宅の計画と供給の時代区分

1-1 石炭鉱業略史および炭鉱労働者

1-2 炭鉱住宅の計画と供給の時代区分

1-3 企業内住宅としての炭鉱住宅供給の変遷

第2章 明治中期における「坑夫納屋」の成立過程

2-1 明治初期までの坑夫の住居「納屋」の状態

2-2 納屋制度下における「坑夫納屋」

2-3 「坑夫納屋」の平面と構造

第3章 納屋制度の崩壊と「鑛夫社宅」の形成過程

3-1 三井田川鉱における「鑛夫社宅」の形成過程

3-2 「鑛夫社宅」の供給とその平面構成

3-3 「鑛夫住宅」の改良指針について

第4章 戦時体制下の「炭鉱労務者住宅建設」

4-1 厚生省の労務者住宅対策と炭鉱住宅

4-2 炭鉱労務者住宅の平面構成

4-3 庶民住宅基準との関係

第5章 戦後の炭鉱住宅計画の展開

5-1 炭鉱住宅政策の成立とその後の展開

5-2 木造炭鉱住宅の平面構成

5-3 炭鉱住宅の生産体制

第6章 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の成立と展開

6-1 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の建設年代

6-2 各年代の住戸平面と集合形式の変遷

6-3 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の現状

第7章 炭坑集落・社宅街区の成立と展開過程

7-1 炭坑集落の発生

7-2 炭鉱社宅街区の形成と生活施設の整備過程

7-3 戦後の石炭産業最盛期の炭鉱住宅地区の構成

《第2編》 旧炭鉱住宅地区再編整備計画に関する研究

第8章 閉山後の炭鉱住宅の滅失過程について

8-1 量的分析

8-2 滅失過程の要因分析

8-3 地域的特性

第9章 旧炭鉱住宅地区の再編整備からみた類型

9-1 類型化の指標

9-2 主成分分析による炭住地区の地区分級

9-3 各類型の地域的分布

第10章 旧炭鉱住宅地区居住者の住生活と住意識について

10-1 住生活分析の枠組

10-2 住生活、住空間の変化状況

10-3 住宅改善意識の構造分析

第11章 「炭鉱住宅地区改良事業」の事例分析

11-1 炭鉱住宅地区改良事業の概要

11-2 福岡県における「改良事業」の調査分析

11-3 住戸平面,構法,配置計画の評価

第12章 筑豊地域市町村の住宅政策の課題

12-1 田川市における住宅政策の課題

12-2 水巻町における住宅政策の課題

《付年表》 炭鉱住宅計画関連年表

### 序 研究の対象・目的・方法

(前年度梗概 pp243に記載した)

#### 第1編 炭鉱住宅計画に関する史的研究

#### はじめに

わが国では1880年代における近代炭鉱業の成立以降, 1960年代の炭鉱合理化に至るまでに大量の炭鉱労働者用 住宅が建設・供給されてきた。しかし1960年代エネルギー 政策の転換により、炭鉱業はスクラップ化され多くの炭 鉱労働者は失業した。

ところで炭鉱業においては資源と生産方式の制約から 労働者の居住の場が限定された。わが国ではこれらの集 団住宅を江戸から明治中期までは納屋・小屋と呼称した。 明治後期になると坑夫納屋(長屋)と呼称され、また大 正期の労働政策成立期に、鉱夫社宅(または住宅、宿舎) と改称された。ついで戦時体制下の石炭産業国家統制期 には炭鉱労務者住宅と変化した。さらに戦後の傾斜生産 期に建設された炭鉱労働者用住宅は炭鉱住宅と建設行政 上呼称された。

本研究は以上の80年間に企業により供給・建設された

炭鉱労働者用の集団住宅を「炭鉱住宅」<sup>#1)</sup>と定義し、その発生および発展過程について史的な考察を行ったものである。

### 第1章 炭鉱住宅の計画と供給の時代区分

#### 1-1 石炭鉱業略史および炭鉱労働者

明治政府は1873年に「日本坑法」を発布した。この法において採炭を明治政府よりの請負稼と規定し、炭鉱業主の出願により「借区」として鉱区の鉱業権を許可した。当初は借区の規模を規定しなかったため、小坑乱立し資源の荒廃が危惧されたため1882年借区の最小規模を一万坪以上と改正した。この頃より坑内排水機械化が緒につき炭坑開発に多額の開発資本が必要とされるようになった。とくに筑豊においては海軍予備炭田封鎖(1885)および選定鉱区の策定(1887)を契機として中央・地場資本によるの大手炭鉱が起業された。したがってこの時期が近代炭鉱業の成立期とされる。

それ以後の石炭生産の動向については図1の出炭高, 実労務者数の推移によって概観される。

この図に示したように明治中期より今日まで石炭産業は数回の好況期があった。そしてこの石炭好況期に労務者が大量に増加している。それを収容するため坑夫長屋,鉱夫社宅,炭鉱労務者住宅等が建設供給せられたのである。

そこで本研究の全体を通観するため石炭をめぐる情勢と労使関係に着目して年表(表1)を作成し、炭鉱住宅の計画と供給の時代を区分すれば、図1下段に示す6期に分けることが出来る。

(1-2, 1-3 は前年度梗概 pp244~248に記載した)

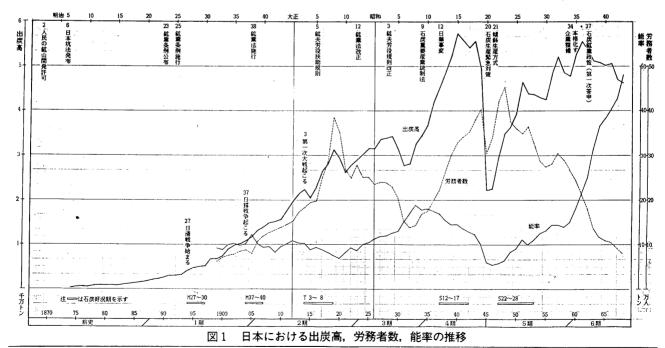
### 第2章 明治中期における「坑夫納屋」の成立過程

### 2-1 明治初期までの坑夫の住居「納屋」の状態

江戸中期になると塩田用または都市生活者の燃料として石炭需要が拡大し零細な小炭坑が簇生した。以後100年間は前近代的採炭の段階であり、本論の前史的な意味でこの時代の住居の状態について考察しておきたい。

この時期の石炭産業は、人力による石炭の採掘、運搬、坑内排水の時代として規定できる。生産関係については、維新後、領主的支配経営から、明治政府より炭坑主への「借区制」へと大きく変換された。しかし採炭の現場において、また炭坑社会において、山元とその輩下の頭領(棟梁)による支配という図式に変わりなく、まして炭坑生活の質的な面および管理的な面については大きな変化は認められない。

さてこの時代におけるものとして木崎盛標による『肥前州産物図考』は、坑夫住居を描いた最も古い資料である。ここには二様の住いが描かれており、その一つは古い"間歩(坑道)"を利用した一種の穴居住居であり「古きまぶの跡を家としてくらす所」と注釈がある。この住居には外壁がなく、全くの雨露などを防ぐだけの機能しか備えられてないものであり、また、炊事は外で行っている。いまひとつは掘立小屋であり、土中に丸太をさし込んで柱となし、やはり明確な壁などは築かれてなく、ただ竹や木を結んで外壁としており、屋根は藁葺き、出入口に縄のれんをたらし、この小屋の前で、露天の桶風呂を沸かしている場面が描かれている。



注1) 炭鉱のほか炭坑,炭礦などが用いられる。本論では〈炭坑〉は個々の斜坑,竪坑口に対応した坑内及び坑外、〈炭鉱〉は複数の炭坑を経営する石炭鉱業企業体全体の意味で区別して用いている。ただし、引用文や固有名詞については、原文の記述に従う。また、文脈上で、坑、鑛、礦などに統一した文節もある。年表に

ついても同様である。

一般に明治中期までは炭坑、明治中期に石炭鉱業が確立する時期より炭礦、礦山、石炭礦山と記される。炭鉱という表記が定着するのは昭和25年以降である。

### 表 1 炭鉱住宅史関連略年表

年代	石炭産業情勢、労使関係	鉱夫の住居と生活、関係記事・文献資料
1873 (明 6) 1874 (明 7)	7.20 太政官布告「日本坑法」発布(9.1実施) た) 7 三池・高島の両炭坑官営となる	注)左欄については下記の文献を参照した ①「筑豊石炭礦薬史年表」 <sup>ス20)</sup> ②「社史明治鉱薬株式會批料年表」 <sup>ス21)</sup> 右欄については下記の文献を参照した ①「建築学大系2都市論・住宅問題」 <sup>X15)</sup>
1 <b>880</b> (明13)	12.8 杉山徳三郎、目尾坑で筑豊初の蒸気汽 缶による機械排水に成功、各ヤマに普 及	②「現代都市住宅政策」 <sup>218)</sup>
1881 (明14)	- 小坑乱立時代 4.16 岩崎彌太郎、高島炭坑を買収	
1883 (明16) 1884	<ul><li>年産百万トン突破</li><li>麻生太吉、鯰田坑を、貝島太助、大之</li></ul>	
(明17) 1885 (明18)	浦一坑の開発着手 11-14 「筑豊坑業組合」設立「筑豊石炭鑛業 會」の前身	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 福岡県田川、嘉穂両郡に海軍予備炭田 指定	6.14. J.FC时 F 原 原注的特别的,由1分
1886 (明19) 1888	- 安川敬一郎、明治炭坑の開発着手 11 若松築港株式会社創立	5.14 大阪府「長屋建築規則」制定 6.18 松岡好一「高島炭礦の惨状」雑誌日本
(明21) 1889 (明22)	1. 4 三池炭坑、三井の経営となる 3 門司築港株式会社設立	人第6号発表
1890 (明23) 1891 (明24)	9.25 鉱業条例(初の鉱夫保護規定)発布(25 年6月施行) 8.30 筑豊興業鉄道(若松・直方間)間通 - 三陸は田で残社長壁式採炭導入 - 出炭三百万トン突破 炭界好況	9 各鉱において鉱業条例により「鉱夫の 使用規則、教恤規則」定められる
(明27)	- 古河、下山田鉱区取得	
1895 (明28) 1896 (明29)	8.15 豊州鉄道小倉・伊田間開通 3 官営八幡製鉄所設立 4 安川「明治炭坑株式會社」設立 5.5 三井、山野を買収 - 全国出炭五百万トン突破	
1897 (明30)	- 筑豊炭全国出炭の50%を越える	4.13 三菱「高島炭坑」納屋頭を会社直属雇 員に切替え
1898 (明31) 1899 (明32)	2.11 三井、山野炭礦開坑着手 5.15 「貝島礦業合名會社」設立 10 八幢製鉄、二瀬炭礦取得	5 高野江基太郎「筑豊炭礦誌」発行 2 明治、納屋制度廃止 4.30 横山源之助「日本之下層社會」発行
1900 (明33) 1902	3.11 三井、田川採炭組を買収し「三井田川 炭坑」とす	4.27 農商務省商工局「職工事情」発表
(明35) 1903 (明36)	- 出族全国一千万トン、筑豊五百万トン 突破 - 筑豊で坑内火災頻発	6. 明治、採炭切符制廃止、賃金の現金払 - 「三井田川族礦」納屋制度を世話役制 に改める
1905 (明38) 1906 (明39)	3.8 鉱業法公布(7月10日施行) 6.1 「三井田川炭礦」伊田大立坑着工 3.28 「三菱高島礦」ガス爆発(死者307人)	
1907 (明40) 1908 (明41)	7.20 「明治鑛業豐国坑」でガス爆発 (死者365人) 1.7 「明治鑛業株式合資會社」設立 (社長、安川敬一郎)	1.12 農商務省(明39調査)「鑛夫待遇事例」 刊
1909 (明42)	11.24 「貝島炭鑛大之浦炭鑛」桐野第二坑で ガス炭産爆発(死者259人) - 満鉄熊順炭出炭激増	9.25 高野江基太郎「日本炭礦誌」初版刊
1912	8 鈴木文治等により「友愛會」結成	
(明45) 1913 (大 2) 1914	- 年産二千万トン(筑豊一千万トン)突 破 12.15 三菱方城で史上最大の炭鉱災害(死者	12.20 農商務省鑛山局(明43調查)「鑛夫調查 概要」刊
(大 3) 1915 (大 4)	687人)  12 石炭坑爆発収締規則発布 - 「友養會香焼支部」(九州初の炭鉱労	9 評論「社會改良家としての建築家」を 掲載(建築雑誌)
1916 (大 5)	組)結成 9.1 鉱夫労役扶助規則施行	12 三菱高島・端島に7階建鉄筋コンクリートアパート竣工(大正7年までに5棟
1917 (大 6)	- 筑豐で炭鉱激増、汚職事件発覚	坡工) 2.10 住宅改良会創立
1918 (大 7)	8.17 峰地を皮切りに九州の各炭鉱で米騒動 しきり、労働運動に発展 12.20 「友愛會後藤寺支部」(筑豊初)結成 上でのたて日報報	
1919 (大 8)	大正8年5月解散 - 年産三千万トン突破 - 「明治礦業信和會」「三井田川共餐組 合」など大手鉱に労使協調機関設立へ	- 納屋制度、各地で廃止続く
1920 (大 9) 1921 (大10)	10.20 「全日本坑夫総連合会」結成 11.11 長崎県香焼炭坑で暴動 5. 全国主要炭粒主の申合せにより全国的 に送炭制限実施 10.11 「石炭鑑業聯合會」結成(麻生太古会	
1922	長) - 撫順炭輪入増加	- 納屋制度廃止国会決議(猶予期間10年)
(大11) 1924 (大13)	6.3 三池で大争議 7.25 鉱業法改正(大正15年7月1日施行) 12.20 鉱山監督局設立(鉱務署を改称)	
1925 (大14) 1926 (大15)	6.29 「貝島炭礦」坑夫スト - 不況克服に合理化進展	- 「本邦重要鑛山要覧」発表

年代	石炭産業情勢、労使関係	鉱夫の住居と生活、関係記事・資料
1927	10.25 送炭制限で貯炭減少へ	
(昭 2) 1928	9.1 改正鉱夫労役扶助規則公布	
(昭 3)	「16歳未満の少年と婦人の深夜作業、 坑内労働の禁止」(8年9月1日施行)	
1929	11.11 「石炭礦業連合會」送炭制限率拡大	2 鉱業警察規則改正案に鉱夫住宅施設に 関する規定項定める
(昭 4)		
1930 (昭 5)	9.15 筑豐中小鉱主「筑豐石炭礦業互助会」 結成	5.25 福岡県商工課「県下工場鑛山福利施設 の研究」発表
(41 0)	- 休廃鉱、人員整理統出し、年産288万 トン減る	
1931	- 労働争議筑豊各地に拡大	3 日本鑛山協會(昭和3年度調査)「鑛 夫宿舎の建築に関する報告」刊
(昭 6) 1932	11.26 「昭和石炭株式會社」創立(大手の全	2.26 鑛山懸話会「日本鑛業発達史」発行
(昭7)	国販売自主統制機関) - 石炭逆に不足へ、送炭制限緩和出炭能	7 社会局労働部「工場鑛山の福利施設調
(昭 8)	率史上最高を記録(1人当り月産18.9 トン)	査」刊 - 同濶会の工場労務者用分譲住宅建設に
	5.15 石炭に重要産業統制法適用	健康保険特別会計積立金を使わせる 三井田川鉱で鉱夫社宅の建設が再開さ
1934 (昭 9)	3.13 旬灰に重要座来統則仏歴用	ns
1937	- 鉱夫応召で労務者不足拡大	4.5 厚見利作「石炭と炭礦業の知識」初版
(昭12)	- 全日本労働総同盟、スト返上宣言 - 政府、石炭増産5ヶ年計画を石炭鉱業	発行 12.20 井上義孝「炭礦労務者讀本」発行
1938	連合会に諮問 - 協調会「産業報国運動」提唱	11.29 協調会・産業福利バンフレット第4号
(昭13)		「工場に於ける労務者住宅問題」
1939 (昭14)	8 女子坑内労働の特例公布、 10 朝鮮人労務者集団移入開始	8 「労務者用住宅供給に関する件」依命 過速により3ヶ年計画立案
	- 年産五千万トン突破 - 「鑛山報国會」発足	
1940	6. 1 石炭配給統制法施行	6.21 石炭増産対策要綱に炭鉱労務者の住宅
(昭15)	10 石炭增産対策要綱決定	用資材の確保の項記載
1941	- 年産5,631万トン(暦年最高)記録 11.25 「石炭鑛業聯合會」解数	7.25 山口彌一郎「炭礦聚落」発行
(昭16)	11.26 石炭統制会、統制組合設立 12.15 「筑豐石炭礦業會」解數	8.18 榊原平八「労務者標準生活」発行 10.20 坂本金吾「労務者厚生と環境整備」発
	- 15年度出炭5、731万トン(史上最高)	行 三井「三井鑛山田川 <b>礦業所沿革史」</b> 草
1040		稿 12.20 西山夘三「住宅問題」刊行
1942 (昭17)		12.20 日田が二、正元四編2 1911
1943 (昭18)	- 華人労務者、連合軍捕虜、大手炭鉱に 移入	
1944 (昭19)	- 全国主要炭鉱を軍需工場に指定、労務 者確保に工場労務者の配転実施	6 西山夘三「國民住居論攷」
1945	10.26 石炭生産緊急対策要綱を閣議決定	
(昭20)	12.14 商工省に石炭庁開庁	
1946 (昭21)	4.22 「全日本炭鉱労組連合会」結成 5.22 「日本石炭鉱業会」発足	
	12.17 「日本石炭鉱業聯盟」発足 12.24 傾斜生産方式閣議決定	
	- 炭鉱労組相次ぎ誕生(21年度末組織率 93、4%)	
1947	- 三千万トン目標増産対策決定 1.25 「炭砿労働組合全国協議会」(炭協)	1.13 臨時炭鉱労務者住宅等建築規則公布
	結成(年末分裂し、炭労と全石炭に分	炭鉱労務者住宅用資材確保要領公布
(昭22)	かれる) 2.5全国石炭復興会議結成	a 人知识的 FML / J 小空 / 查标
	4.17 配炭公団法施行(6月2日業務開始) 12.20 臨時石炭鉱業管理法公布(昭和23年4	4 今和次郎「働く人の家」発行
1948	月1日施行) 4.1 臨時石炭鉱業管理法施行	3.30 国鉄志免鉱業所に工業化住宅「ブレモ
(昭23)	5.22 政府炭鉱労務者增員制限(4月末全国 47万人に固定)	ス」竣工す
	12 全国石炭復興会議解散	3 新海悟郎・入澤恒「炭鉱住宅地調査( 九州筑豊地区)」建設省建築研究所
1949 (昭24)	3.20 全石炭解体して炭労加入決定 5.16 鉱山保安法公布(8月12日施行)	5.28 炭鉱労務者住宅等建築建設規則廃止
	9.15 配炭公団廃止、石炭価格統制撤廃	5 新海悟郎・入澤恒「炭礦に於ける住生 活の實態」建築学会研究報告
1950	5.1 臨時石炭鉱業管理法廃止	
(昭25)		
105.	- 各ヤマで人員整理	- 三菱高島砿の戦後初の「鉄筋コンクリ
1951 (昭26)	5.8 中小、大手と分かれ日本石炭鉱業連合会(会長武内礼蔵)設立	ート社宅アパート」竣工
	- 新鉱続出(筑豐の炭鉱数265鉱、鉱員1 2万5千人で最高、炭鉱成金生る)	10 WHAT IN 12-1
1952 (昭27)	10~12炭労63日スト - 石炭不足で重油転換始まる	10 炭労各地で住宅要求起こす 12. 2 炭鉱住宅資金金利23億円、国会で問題
1953	- 炭界不況へ	化 - 三菱崎戸砿などで、鉄筋コンクリート
(昭28)		造アパート建設さる
	鉱山指名解灌撤回	
	- 石炭過剰、貯炭増加	
1955 (昭30)	5.24 石炭鉱業の合理化に伴う失業対策閣議 決定	
1	8.10 石炭鉱業合理化臨時措置法公布(9月1 日実施)	
	8.24 非能率炭鉱買上げの石炭鉱業整備事業 団令公布	
1956	2.27 炭鉱部分ストに大手14社ロックアウト	
(昭31) 1957	5.2 石炭協会昭和50年度出炭目標7千200万	
(昭32)	トンと発表 - 全国出炭戦後最高(5200万トン)	
1959 (昭34)	1.19 三井鉱山二次にわたって合理化提案、	
(4034)	12.18 炭鉱離職者臨時措置法公布	注) 昭和38年貝島大之浦の木造炭住建設
	- 企業整備本格化へ - 黒い羽根運動起こる	(筑豊最後)
1	- 筑豊の炭鉱離職者3万2千人	

そして、明治初期になっても、このような坑夫住居の 状況には変化は見られない。すなわち、昭和15年に編纂 された『三井鑛山田川鑛業所沿革史(稿本)』の中に古老 談として、白石富太郎(当時80歳)が「…明治初年頃は 納屋ぢゃない、小屋でした。ほんとの掘立小屋で、柱を 土に埋め込んで壁も屋根も藁で、畳は無く、気の利いた もので筵を敷いて、真ん中に四角な圍爐裏を切って居っ た…」と述懐しており、このような住宅は「三井田川炭 鑛」が引継ぐ頃まで存在したと続けている。また藁によっ て屋根を葺いた炭鉱関係の住宅や事務所などの建物を明 治30年頃の各炭坑の写真により見ることができる。

以上のような当時の農家の納屋と同質の住居の存在が何故可能であったのであろうか。これについては第1に、幕藩時代であっても、また明治期に入り、山師的小炭坑が乱立した時にあっても、自己の炭坑の寿命を計りかねた点、第2に炭坑が人里離れた山間、丘陵地に開かれる事が多く、農本意識から抜けきらない人々にとって、村里を離れた正式の住居が考えられなかった点が、まさに木崎盛標のいう「仮の居宅」ならしめたと考えられる。第3には、近隣村落共同体よりの坑夫ならびに炭坑社会に対する賤視観が、社会的にも固定概念化され、住宅を低質ならしめたと考えられるのである。

### 2-2 納屋制度下における「坑夫納屋」

明治10年代末より日露戦争前までの時期は,坑内排水,運搬に関する機械化が進行し,資本制生産の基礎が確立した時期に当り,中央資本が本格的に炭鉱経営に乗り出した時期でもある。また、産炭地にあっては山師的小炭坑が次第に淘汰され、中央資本と十分共存しうるだけの地元資本が確立しようとした時期である。一方、炭鉱社会にあっては「納屋制度」(東日本および北海道においては飯場制度)の時期に見合っている。

すなわち幕末期には山元と頭領は封建的主従関係にも似た関係で結びついていたが、次第に雇主と被傭人という資本主義的人間関係に変わり、頭領および納屋頭が、単に坑夫の作業監督だけでなく、坑夫募集、納屋経営などを請負うようになった。そして明治20年代には炭鉱業主より委託された複数の納屋頭によって坑夫を全生活面で管理し搾取する「納屋制度」と呼ばれる機構が定着したのである。

住居についてみるとこの頃になると納屋には土壁が築かれ、畳が敷かれるようになった。しかし、壁は荒壁、畳は縁無しの粗悪なものであったとされており、極端な低質住宅である事には変わりなかった。高野江基太郎著『筑豊炭鑛誌』に「坑夫の住居は所謂坑夫納屋にして自ら二種の區別あり、一は大納屋と称して獨身の坑夫之に同居し納屋頭よりて監督す、他の一は小納屋にして十間乃至二十間の長屋を分割し之を五六戸乃至十二三戸とし

家族携帯者を別居せしむ是亦納屋頭の配下にあり納屋の 構造は時に舊来の藁葺を存するものあれども今は一般に 改築して瓦葺とし…」とあり、当時最大十三戸建長屋の 存していた事や瓦葺が出現していた事がわかる。また「… 屈指の大炭鉱に於ては、其の住居其の飲食其の風儀其の 衛生皆能く行き届くものありと雖尚舊慣を改めざるもの は一見酸鼻に堪へさるものあり…」とあり、同様の坑夫 住宅街の姿が表現されているが、炭鉱社会に理解の深 かった著者をして、劣悪な方は"酸鼻に堪へさる"と言 わしめる程度のものであったのである。

同じく高野江著『日本炭鑛誌』に附記されている明治39年鉱山局調査による「鑛夫納屋居住者及通勤者に関する調査表」を集計すると表2(略)の如くである。住戸の広さは筑豊を除く九州の一戸当り5.33坪を最大とし、福島および茨城の3.69坪を最小とするものである。これにより、一戸の「鑛夫納屋」が全国的に見て「3~6帖ひと間+土間」といった姿であった事が推測しうる。また、一棟当りの戸数は北海道を除いて5.3~7.5戸が平均である。北海道が15.2戸と異常に多いのは、同地に棟割長屋が多かった事に起因するものである。一戸当り坑夫数は、筑豊以外の九州に於ける2.96人を除くと2.00人内外であり、夫婦もしくは親子という家族単位で採炭に当っていた当時の事情を反映したものである。

### 2-3 「坑夫納屋」の平面と構造

一方、明治33年に三井鉱山が田川採炭組より引き継いだ「坑夫納屋」は123棟(約800戸)であったが、その平面として前出の『三井田川鉱沿革史』には図2の⑤と⑥に示す平面が示されている。これは棟割ではないので前者よりやや改良された長屋である。この三井田川の長屋の状態について要約すると以下のようである。

「これらは、木造平屋建で間口1~1.5間、奥行2.6間の長屋建てで、屋根については瓦葺のものと藁葺のものとが取り交ぜて在り、壁は荒壁、窓は突揚戸で、天井なし、障子なし、押入なし、土間叩きなし、台所設備なしという状態であり、1戸当り4.5帖の分については3.90坪、3帖の分については2.60坪という狭小極限住宅である。しかも、その柱は古い坑木を利用した丸木柱が多かった。竈はこの当時石油の空缶を切開いて代用としていた。(筆者要約)」

### 第3章 納屋制度の崩壊と「鑛夫社宅」の形成過程

3-1 三井田川鉱における「鑛夫社宅」の形成過程 明治30年代中頃から「納屋制度」が各鉱で相次いで廃 止され、企業側に雇用された世話役(方)などによる「直 轄納屋制度」などへと移行された。

これは炭鉱資本家が坑夫募集、採炭請負、納屋経営のいずれについても、自己の力を浸透させる自信をもって

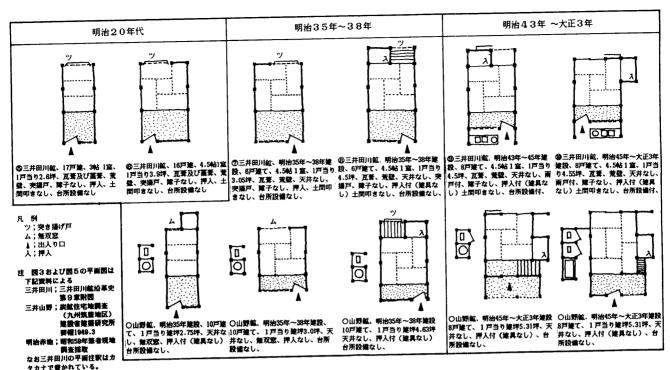


図2 明治期における筑豊の「坑夫納屋」

来たことのあらわれであり、また「納屋制度」の持つ石炭生産に関するマイナス要因を払拭する必要があったためである。すなわち「納屋制度」においては、①鉱夫の団結が容易で、多人数の力を借りて鉱山に対抗する傾向があること、②鉱夫の賃金を納屋頭とその輩下が減殺すること、③営利上鉱夫に飲食を強い、負債を生じさせ、その他不当の利益をむさばり、鉱夫の自由を拘束すること、④納屋頭間の確執などの弊害があること等の批判がなされていた。

明治後期に三井田川鉱が建設した「坑夫納屋」は図2の⑦~⑩の平面である。これらは、いずれも4畳半の一間だけであり、瓦葺で壁は荒壁、天井はない。さらに土間側は無双窓で土間叩きもない点は⑤と同じで、まさに納屋と同質の住居である。明治後期になって改良された点は床上部分の開口が突揚窓から雨戸になったこと、軒下炊事場にレンガ造の流しが設けられたこと、押入がついたことである。しかし障子はなく押入のフスマは必要と感じた者が自前で設置したという。

ところで明治33年3月に田川採炭組より三井田川鉱が引継いだ納屋は123棟と記されている。その後『田川鉱沿革史』によると明治38年の1,589戸から大正4年の3,384戸と,10年間で戸数は倍増している。しかし一人当り畳数は1.08から1.28畳とわずか0.20畳の増加にとどまっている。大正4年の一戸平均居住者数と一人当り畳数の積として一戸平均畳数を算出すると4.76畳となり、この時期まで供給された「坑夫納屋」は4.5帖程度の「一間取」が主であったことが示される。

(中略)

その後大正4年九州で初めての炭鉱労働組合が友愛会 香焼支部として結成される。三井田川鉱では大正7年に 友愛会後藤寺支部が結成されるが、これに対し経営側は 弾圧し、対抗して労使協調機関として「共愛組曾」を創 立する。

このような情勢のなか大正8年正月より「田川鑛業所 鑛夫社宅区制」が敷かれた。この概要は、炭鉱社宅街の 空間序列に見あって、区>組>棟>戸の制を取り入れ、 それに対応して、区長、衛生組頭、什長の役職を配し、 ①衛生に関する諸世話、②命令達示の伝達、③葬祭に関 する諸世話、④給水口の取締りに関する諸世話、⑤貧困 其の他窮迫者の諸世話、⑥業務上に付、鉱夫の希望の申 告、⑦其の他臨時に命ぜられた事項等の諸事務に当らせ るというものである。区長は企業による任命制であり、 衛生組頭、什長は選挙制であった。これによって「世話 役制」にかわる、日常レベルでの炭鉱住宅街の管理が制 度化されたと言えるが、鉱夫の労働だけに限らない全生 活の統制管理であることに変わりはなかった。

また、同年1月1日により従来からの「坑夫納屋」または「鑛夫長屋」という呼称を"鑛夫優遇、並びに心機 一転策"として「鑛夫社宅、職工社宅」と改称した。

さらに大正13年には社宅街区を46町に区画し町名が附 されることになった。

## 3-2 「鑛夫社宅」の供給とその平面構成

一方この時期の社宅平面についてみると,三井田川鉱においては,大正7年より夜勤鉱夫の昼間の安眠を得る事を目的とした二間取り住宅(以下「二間型」と略記す)

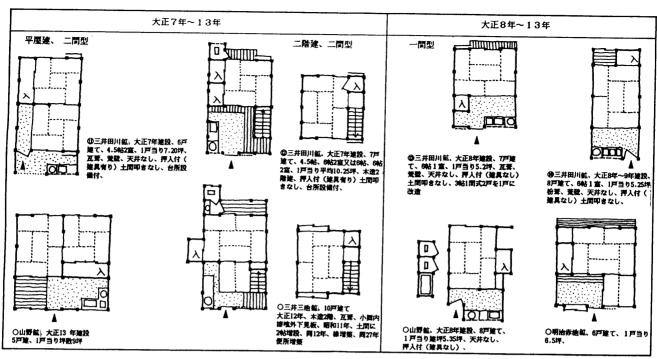


図3 大正期における「鑛夫社宅」

の建設が開始された。図3の平面がそれで、⑪は南北二間取り、⑫は2階建である。壁は荒壁で天井がない点および土間叩きなしは、前時代と変わりなかった。しかし、ここに至って建具が押入れ及び土間と居間の間に入れられるようになった。また、⑫で三井田川鉱では、はじめて屋内に炊事設備が設けられ、また便所が各戸に設置された。これらは「優等社宅」と称され、永年勤続鉱夫で、かつ家族の多い者の中から人選され貸与されたのであった。しかし、その戸数は実に微々たるものであった。大正10年にこの優等社宅数(⑪:20棟 113戸、⑫:14棟 96戸、計34棟 209戸)が全鉱夫住宅(646棟4、368戸)に占める割合は4.8%に過ぎない。

三井田川鉱では、この時期の「鑛夫社宅」として「二間型」以外に⑭に見る様な6帖一間型を、約1,000戸新設したのであり、むしろ戸数としては、これらの方が多かったのである。また⑭は従来の3畳一間型2戸を6畳敷1戸に改造したもので改造戸数は314戸であった。屋内炊事設備になったものの、壁は荒壁、天井なし、建具なし、土間叩きなしはそのままであり、特に⑭については屋根が枌葺という低質さであった。これらの住宅は、第一次大戦前後の石炭好況に合わせた急造住宅であった。

以上に記した、三井田川鉱における社宅の供給量につき総括すると、明治38年から大正6年にかけて約1,800戸の「坑夫納屋」または「鑛夫長屋」が供給された。また大正7年から12年にかけて約1,200戸の「鑛夫社宅」が新築され、また300戸近くが改築された。このうち200戸が二間取りの優等社宅であった。この「二間型」は昭和9年より石炭が重要産業統制下におかれ、炭鉱労務者の急増に対応して供給開始される社宅平面の原型となった。

### 3-3 「鑛夫住宅」の改良指針について

納屋制度の全面的な廃止が国会で討論されていた大正 9年8月, 農商務省は鉱夫の住宅の建設について風紀上, 衛生上, 精神上, 修養上の注意を喚起するため, 居室を 2室以上とすること, 共同便所を廃止することを提案した。しかし石炭不況で鉱夫住宅の新設着工は少なく昭和 10年代になるまで実効はあがらなかった。このような事態の中で日本鉱山協会では昭和3年, わが国では初めて鉱山における「鑛夫宿舎」の調査を行っている。調査対象は69鉱でうち40鉱山が石炭山である。この調査のまとめとして, 総論部分に札幌, 仙台, 東京, 大阪, 福岡の 5地方別に結果が要約され, 調査者によって「宿舎改善意見」としてまとめられている。以下この文献の筑豊に関する資料を中心にまとめたものである。

表4(略)は調査対象となった筑豊の主要炭鉱の「鑛夫宿舎」の実態について集計したものである。戸当りの面積は平均で5.7坪であり、概して地元資本(貝島、明治、久恒鉱業)のものが大きく、中央資本(三菱、三井、住友、商工省)によるものが小さい。隣棟間距離は最小については、住友忠隈の3.0間の他は2.0間内外であるが、最大については3.0間から7.5間にわたり、最大の中央値を5.0間とすれば概略3.6~9.0mの隣棟間隔ということになる。

また「二室」以上の住宅はこの当時普及途中であったが、その全住宅に占める割合は三井田川の20.3%を最低、明治鉱の57.2%を最高とするものである。前節で分析した三井田川の居住水準は、これらの指標で見る限り筑豊の同時代の炭鉱中でも低水準であったと言える。

各炭鉱に対する改善意見が、「宿舎の配置、宿舎の構造、

附属建物及合宿所設備、給水設備下水溝其の他」の四項 に区分して記載されている。

まず配置に関しては「主要居室を南向きとし、出入り口を北面とする東西軸並列とする。建物間距離については少なくとも棟高以上とし、五間以上の間隔をもうけることを可とする。また南側に二間以上の外栅を設け小庭園を設け渡し」とある。

つぎに構造について「両面(棟割一筆者注)長屋の建設を禁ずること、二戸建て又は四戸建てを可とすること。 天井を設けること。一戸当室数を二室制または二室以上とすること。一戸当り畳7.5枚または10.5枚とする。一人当り畳数1.5枚以上と為すこと、その他充分なる押入を設けること」が意見として記されている。

附属建物については「共同便所を各戸に設けることを 理想とするが、現状では二戸~四戸の長屋各棟に設け、 完全な建築とし照明施設を設けること。共同浴場につい て宿舎百戸に付一棟とし男女各別に二重浴槽(副浴槽) を設けることを可とする」と記されている。

給排水設備として「給水の濾過設備を為すこと,下水 溝をコンクリート製とし傾斜を充分にとること」とある。 昭和の初期,金融恐慌のあと炭鉱合理化,省力化が進み 緊迫した労使関係のなかで,以上のような調査結果と, それに基づく改善意見が提起されている。

そしてこの調査後の昭和5年1月に鉱業警察規則の改正法が制定され、その第67、68条において下記のような「鑛夫住宅施設」に関する規定事項が定められたのである

- (1) 鑛夫住宅につき左の施設を為すこと
- イ. 住宅には二方以上に出入口または窓を設くること。(即ち棟 割長屋を設くるを禁ず)
- ロ. 寝室及居間の天井高さを、2.12メートル(七尺)以上とすること。
- ハ. 寝室及居間には天井を設け、また屋根裏を板張りと為すこ と。
- ニ. 寝室の外窓には雨戸及障子を設け、又は硝子戸及窓掛を設けること。
- ホ、寝室は畳敷と為すこと。
- 寝室の面積は一人に付き2.47平方メートル(畳一畳半)以上と為すこと。但10歳未満の者に付いては1.65平方メートル(畳一畳)に為すことを得ること。
- ト、居住人員の数に応じ適当且充分なる便所を設くること。
- (2) 鑛夫十人以上宿泊する合宿所に付ては前記設備の外左の設備を為すこと
- イ. 就寝時間を異にする2組以上の鑛夫を合宿せしむる場合に 於ては、交代の際睡眠を妨害せざる施設と為すこと。
- ロ、寝具を備ふる場合に於ては鑛夫毎に専用にせしむること。
- ハ、鑛夫の数に応じて適当且充分なる洗面装置を設くること。

# 第4章 戦時体制下の「炭鉱労務者住宅建設」

4-1 厚生省の労務者住宅対策と炭鉱住宅

昭和9年に石炭重要産業統制法が適用された。このころより石炭需要は好転し始めた。また大正11年の納屋制度廃止と昭和5年の鉱業警察規則による「鑛夫住宅施設」規定の猶予期限が昭和8年に終る。こうしたことから炭鉱史上2度目の社宅建設が各鉱業所において行われた。

一方、炭鉱の労使協調機関は、昭和初期の石炭不況と 合理化の過程で日本型の家族主義的労働組合として確立 された。こうしたなかで生産上不可欠の施設として供与 されていた社宅に対し、温情主義的な思想が加味され改 良が加えられ、厚生施設が整備されていった。

また、それまで職工、鉱夫などと呼称されていた労働者は、産業報国という思潮から工場・鉱山労務者と労働政策上呼称されるようになった。

とくに昭和12年以降になると軍需工場が重工業を中心に膨張し、労働者が急増した。このため工業地域において住宅需要が急増した。昭和14年に厚生省(内務省より分省)は全国の労務者住宅調査を実施し「労務者住宅建設三箇年計画」を策定した。この計画によると、昭和14、15年度の計画戸数は世帯向住宅77,877戸と(独身者向の)共同宿舎143,666人分であった。この計画は工場、鉱山の事業主に対して政府において建築用資材の調達および資金融通を行うものであった。

翌15年3月には厚生省より委託をうけ、同潤会により「労務者住宅建設指針」がまとめられた。

石炭増産のため、鉱山労務者に対しても緊急に住宅供給を行う必要にせまられ昭和15年4月に厚生省社会局長、燃料局長官より各鉱山監督局長あてに「炭坑労務者の住宅建設」について通達が送られた。同月、地方公共団体が建設する住宅については「労務者住宅建設損失補償制度」が創設せられた。<sup>#2)</sup>

昭和16年4月に住宅営団が設立された。その建設住宅のよるべき規格・基準として、厚生省住宅規格協議会により「住宅及其ノ敷地設計基準」が3月に決定された。これは公的住宅供給に対するわが国で初めての設計規格という意味で画期的なことであった。#3)この基準には「甲、住宅設計基準」として「第1方針、第2住宅の形式、第3平面計画、第4構造及仕上、第5附帯設備」が規定され、「2. 敷地設計基準」として「第1方針、第2画地及街郭、第3道路、排水並二厚生施設」の規格が規定されている。この基準は戦況変化により適用不可能となるのであるが、戦中・戦後に供給された炭鉱労務者住宅を規定したものであった。

### 4-2 炭鉱労務者住宅の平面構成

炭鉱労務者住宅という呼称は戦時体制下の労働政策を 反映した用語であったが、炭鉱社会では戦後まで一般化 せず「鑛(坑)夫社宅」がもっとも一般的な呼称であっ た。まだ一部の中小鉱では「坑夫納屋」という呼称も使 われていた。

注2) この項は下記の文献を参考とした。

幸島禮吉:現下の住宅問題と住宅対策,社會政策時報第250號,協調会,1941.7,pp92~120

注3)西山夘三;住宅計画·附資料2, 勁草書房, 1967, pp599~603 参照

この時代供給された住宅は「二間式」が中心で、一部「三間式」が優良鉱夫や職員用として建設された。この結果、たとえば三井田川では、昭和3年の二間式住宅の割合は20%にすぎなかったが、昭和14年12月末には52%まで上昇した。また三間式もわずかであるが供給された。

この二間式の平面としては三井田川では図4に示す平屋建の平面であった。大正期の優良鉱夫向の二間取より間口が3間まで拡げられ、土間炊事場が広くなった。平面は「21列型」の変形で二間構成は「6.4<sup>5</sup>」であった。<sup>44</sup>

二階二間型は三井田川では昭和期には全く供給されていないが、土地の狭い三菱高島、三井三池、日炭高松などでは二階建が建設された。<sup>建5)</sup> このプランは前章の一間型平屋に近い1階平面型であり、居室のタタミ数は「6.6」か「6.4<sup>5</sup>」が基本となっている。

また「6.6.2」「6.6.3」「6.4<sup>5</sup>.2」などの居室 構成をもつ三間式の住宅が各鉱で建設された。例えば三 井三池では昭和10年の社宅数1,891戸に対し525戸(27%) が三間式であった。<sup>#6)</sup>

なお、本報告では、三井田川、三井三池、日炭高松、 三菱高島、北炭夕張その他主要炭鉱別に平面構成につい て詳細に論じている。

#### 4-3 庶民住宅基準との関係

本項では厚生省の住宅基準や,住宅営団の設計基準が,同時代および戦後の炭鉱(労務者)住宅に及ぼした影響についてまとめたものである。(後略)

### 第5章 戦後の炭鉱住宅計画の展開

#### 5-1 炭鉱住宅政策の成立とその後の展開

第5期(1945~1950年代末)は終戦後の石炭への傾斜生産による活況期から始まる。一方で炭鉱労働組合が誕生し組織率は93.4%に達した。住宅建設については1947年に「臨時炭鉱労務者住宅等建築規則」が公布され全国で50,000戸弱の「炭鉱住宅」が新築された。また戦前住宅の増改築および補修が70,000戸強の住宅において実施された。住宅政策面では同時期には各種の住宅法制度、機関、組織が整備され、今日のわが国の住宅政策体系の基礎が確立された。そして炭鉱住宅は、上記「建築規則」が廃止された1949年まではわが国の公的資金による住宅供給の中心であった。建設省に炭鉱住宅課が設けられ工業化住宅や耐火住宅など当時の先進技術が適用されたものもあった。

1949年7月より住宅対策は全産業社宅へと展開される。そしてその後「産業労働者住宅資金融通法」(1953)が公布されたが、同時期から炭鉱不況が起こり一部の炭鉱で人員整理が行われる情勢となった。石炭の合理化政策が検討される中で、一部の炭鉱で上記の「産労住宅資金」等を利用して社宅供給がなされた。この社宅建設は当時、優良鉱と見られた炭鉱に限られており、鉄筋コンクリート中層アパートも建設されたが供給量は少ない。

#### 5-2 木造炭鉱住宅の平面構成

本節は前章と同様、三井三池、三井田川、日炭高松、

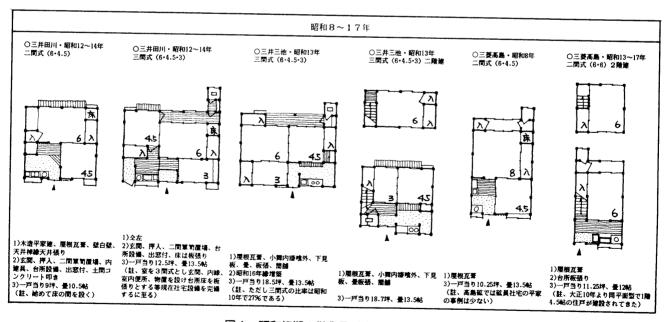


図4 昭和初期の従業員(礦員)社宅平面

注 4) 西山夘三;住宅計画, 勁草書房, 1967, pp97~120参照

注 5 ) 例えば三井三池では昭和14年には 2 階建が 5 割以上をしめるようになった。また,三菱高島鉱では大正期より二階建が中心であった。

注6) 三井三池鉱業所沿革史(稿)第7巻、p5981より引用。

三菱新入, 貝島炭鉱, 三菱高島, 松島大島, 北炭夕張, 三井美唄などで入手した住戸平面型の分類を行い, 戦時 体制下の「国民住宅」「労務者住宅」設計基準の影響につ いて考察したものである。

また, 同時代の建設省および福岡県下の公営住宅標準 設計との関連についても考察した。

本梗概の紙数では限られた事例の引用とならざるを得 ないので割愛する。

### 5-3 炭鉱住宅の生産体制

本節は、戦後の炭鉱住宅の生産体制、生産量について 概観したのち、工場化住宅であるプレモス(国鉄志免鉱) 鉄筋コンクリート炭鉱住宅(第6章参照)耐火構造(北 炭夕張ほか)などの先進的な試みについて紹介したもの である。

# 第6章 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の成立と展開

# 6-1 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の建設年代

わが国における最初の鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の建設は1916年,長崎県の三菱端島砿においてである。端島は周囲約1 km,面積6 haの小さな島である。1881年,三菱所有になって以来,事業は拡大し,それとともに増大する労務者の収容のため,限られた敷地における空間利用を考えざるを得なくなった。それが鉄筋コンクリート造炭鉱住宅建設を促した原因とされている。最初の30号棟に続いて1918~22年にかけて,次々と5棟が建設され,鉱員家族世帯向けの社宅として使用された。

戦後、炭鉱業は混乱を極めたが、政府の石炭増産政策のもと、種々の融資制度が確立するにしたがって炭鉱住 字建設は盛んになる。

1951年、長崎では三菱高島砿において 5 階建「労務者アパート」が 2 棟、翌52年 1 棟竣工している。戦前より鉱員向け炭鉱住宅のほとんどが鉄筋化されていた端島砿では、65号棟の増築が1947年に行われており、53年には59~61号棟が建設された。三菱崎戸砿では、1956~58年にかけて産労住宅として融資を受けて建設されている。1941年開坑した日鉄鉱業伊王島鉱でも昭和30年代初期に建設され、開坑の遅かった優良鉱である池島炭鉱では、1960年以降に集中的に建設されている。

一方,1955年当時,全国出炭量の3割を占めていた筑豊では炭鉱住宅の鉄筋化は,ついにならなかった。三井三池では,1960年以降に鉄筋アパートとして最初の小川アパートが建てられている。

北海道では戦後、鉄筋コンクリート造とともにコンクリート・ブロック造炭鉱住宅も建てられるようになった。まず、三菱美唄鉱では復興金融公庫の融資を受け、1948年着手した4階建2棟が50年に完成したという記録がある。戦後初の鉄筋コンクリート公営アパートである東

京・高輪台の建設が1947年であるから、石炭産業最優先 政策下にあったとはいえ画期的であった。また、北炭夕 張では住宅金融公庫より賃貸共同住宅の融資を受け4階 建2棟が1951年に建設されている。北炭平和鉱では1952 年火災復旧対策として賃貸共同住宅2棟48戸の融資を受けたほか、市と提携して公営住宅の枠で5棟10戸のコンクリート・ブロック造住宅も建設された。そして、幌内 鉱でも1953年、産労住宅として1棟24戸の鉄筋コンクリート共同住宅が建設されている。

# 6-2 各年代の住戸平面と集合形式の変遷

端島砿の最初の鉄筋炭鉱住宅である30号棟は坑内夫の家族世帯向け住宅として建てられ、踏込に炊事場の付く6帖一間取りの住戸平面となっている(図5一①)。住棟は正方形、□型プランで光庭を囲み4面に3~6戸の住戸群が並び、各階の西隅に共同便所がとられてある。

 $1918\sim22$ 年にかけて建設され、「日給社宅」と呼ばれていた $16\sim20$ 号棟では二間取りとなり、2 居室に炊事土間の付く2 K型である(図5 -②、③)。住棟は、まず $16\sim18$  号棟が1918年に竣工し、22年に19、20号棟を増築、大廊下でつながれ、-つの大建築となった。

30号棟、16~20号棟いずれも、プラン、集合の形は当時の一般的な鉱夫納屋を積層化したにすぎない平面となっているが、わが国の鉄筋コンクリート造アパートの歴史の中で、最も初期に位置し、長崎の一小島に建設されたことは注目に値する。

図5-④は1915年に三菱高島砿において2棟60戸、翌52年1棟30戸建設された5階建の炭鉱住宅の平面である。この3棟は「労務者アパート」と記されており、それ以後建設されたものは「礦(砿)員アパート」となっている。6帖二間取りで一戸当り床面積は43.3m²(バルコニーを除く)のラーメン構造である。平面の構成はサービスバルコニーの形は違っているが、玄関、便所の位置、南面する台所、6帖和室の配置、押入の形など、戦後初期の公営アパート標準設計「49B型」に類似する点が多くみられる。

1953~55年の高島砿蛎瀬6~8号アパートでは初めて 壁構造となり、物入がバルコニーの隅に、また床の間が 付き、押入が大きくなっている。規模は縮少し6帖+4.5 帖の二間取りでバルコニーを除く床面積は37.9m²である(図5一⑤)。同時期建設された三菱崎戸砿の場合もこ のプランである。また図5一⑥は1961年に高島砿で建設 された「百万団地砿員アパート」の平面である。中廊下 形式の鉄筋コンクリート7階建112戸の大規模なもので あるが、続き間をもつ木造炭鉱住宅と類似した平面形で ある。

# 6-3 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の現状

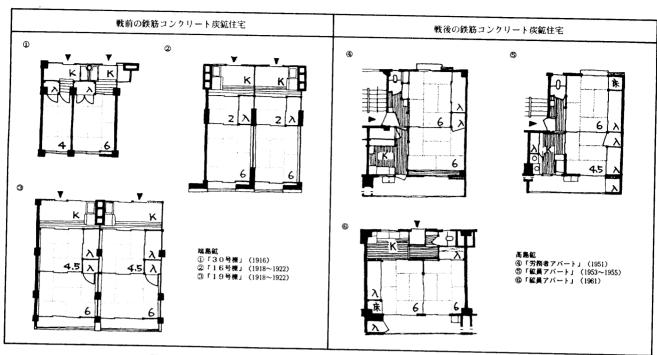


図5 三菱高島,端島鉱における鉄筋コンクリート炭鉱住宅の住戸平面

本項では閉山後に無住の住居となった鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の老朽度について建築部位別にみるとともに、それをかかえる市町村の行政上の問題点について論じたものである。(以下略)

# 第7章 炭坑集落・社宅街区の成立と展開過程(略)

# 第2編 旧炭鉱住宅地区再編整備計画に関する研究

#### はじめに

わが国では、昭和30年代のエネルギー革命に際して、 ドラスチックな石炭政策の転換が行われた。すなわち昭 和37年の第1次石炭答申をうけて炭鉱整備が実施され た。この炭鉱整備の内容は各産炭地の石炭埋蔵量や過去 の採炭履歴などによって差異があった。全国の産炭地の なかで、とくに筑豊産炭地域では、大手炭鉱を含む炭鉱 整理(スクラップ)が急激に行われた。そしてこれに対 する産炭地域振興や炭鉱離職者対策が実効をあげること なく炭鉱離職者とその家族が旧炭鉱住宅―旧炭鉱会社が 労働(務)者用に供給した企業内住宅一に取り残される ことになった。筑豊ではいわゆる「炭住問題」はすでに 昭和30年代前半より発生していたが、とくに昭和37年以 降は, 筑豊産炭地域の全域に鋭く現出した。本研究は, これ以降「産炭地域振興臨時措置法」その他関連諸制度 下における、旧炭鉱住宅―以下は炭住と略記する―の変 遷と滅失およびその再編整備過程につき分析・考察する ものである。

研究全体の枠組は表2に示すとおりである。

筑豊の炭鉱開発は江戸期以降,昭和40年代後半まで400 年間続けられたが、その間出炭需給はめまぐるしく変動

表 2 研究の枠組と段階

<段 階> 問題の歴史的、社 会的背景の考察	<政策、制度的側面> 石炭政策、住宅政策の 特質	<空間、主体的側面> 炭鉱住宅の成立過程 炭坑集落の形成過程
問題の発生要因 と現象、本質の 認識 ▽	炭鉱整理政策 炭鉱離職者対策 産炭地振興政策 産炭地自治体問題	低質住宅問題 生活と家族の崩壊 地域生活施設の消滅 炭住社会の解体
問題の変遷過程 炭住対策、計画 過程の分析 ▽	産炭地振興政策の展開 市町村の総合計画策定 炭鉱住宅地区改良事業	旧炭住の滅失 居住者の生活再建 旧炭住地区の変容過程
現在の実態と問題の類型化、構造分析	広域的地域開発 総合的住環境政策 市町村行財政問題	旧炭住地区の類型化 居住者の生活構造 類型別の地区問題構造
ン 計画理念、手法 の再構築	再編整備の政策、制度 計画的枠組の改正	再編整備の空間的、主 体的条件の整理と評価

した。これに対応するため筑豊では中小鉱山が簇出し、かつ盛衰した。このような歴史的背景から筑豊は他の産炭地域と異なり閉山前の経営形態や生産技術、労務管理など複雑であった。すなわちすでに昭和20年代末の石炭合理化の段階で筑豊では前近代的な中小鉱は淘汰され始めていた。また昭和37年の第1次石炭答申の実施段階では、すでに大手鉱の合理化は採算限界に達しており、一部では租鉱権鉱や第二会社設立がなされていた。さらに、閉山後炭鉱整理を実施した「石炭鉱業合理化事業団」が、その処分方式として初期に行った買収方式では、炭鉱資産の全面一括買取りがなされなかった。また、買い取った土地とその他の資産を地域の総合的計画により運用することもなされず、事業団から市町村等を経由して個人へ払下げられたものもあった。さらに後期には鉱害問題

から, その後の炭鉱資産の処分は一般方式に移行し, 旧 炭住地区の処分は各炭鉱会社に委ねられた。

以上の結果, 閉山以後の炭住の土地と住宅の権利関係 が錯綜したものとなり, 再編を阻害する因となった。

一方、昭和37年より着手された「産炭地域振興臨時措置法」においては、工業誘致による地域雇用力の増大に力点がおかれた。すなわち同法にもとづき昭和38年に全国9ヵ所の産炭地域別に策定された振興計画のフレームの中には、「文教施設の充実、住宅建設の整備等生活基盤の整備」がその他の項としてあるものの、高度経済成長ムードのなか地域の居住環境の修復(リハビリテーション)という視座は低いものであった。その上に地域から石炭企業が撤退した後の「炭住対策」を担うべき自治体では急激な生産年齢人口流出により財政力が低下する一方で生活環境施設の継承など行政負担が増加し炭住対策に取り組む余力がなかった。

このように国・自治体のいずれにも炭住対策が不充分なまま、中高年齢の炭鉱離職者が取り残された。就業の場が少なく、あっても低賃金労務などで、もともと貧困な離職者に、新な貧困に耐えることが強いられた。こうして一時期は炭住街の居住者の多くが、失業のうえ疫病、障害、家族崩壊などの生活破壊をうけた地区となった。

一方で炭住は大正中期より戦後の復興期にかけて出炭 需給に応じ急場ごしらえされたもので、その質や集合形 式、生活環境施設などの面で不良住宅化しやすいもので あった。しかも、生活環境施設全般の供給維持管理者で ある企業が撤退した。さらにきびしい労働・生活条件に 対する防衛組織としてあった労働組合や炭住共同体が解 体され居住者による自力維持管理や更新は容易ではな かった。

こうして昭和30年代のなかばには「炭住スラム」と規定される問題地区が現出していった。しかもこの問題地区は、筑豊のなかでも一部の市町村に集約され、より深刻であった。

ところで産炭地では坑口を起点に坑外生産施設と居住地区が配置され「炭坑集落」が形成された。ひとつの坑口で石炭を掘り尽くすと新たな坑口が求められ炭坑集落は遷移していく。このとき古い居住街区が残される場合もある。この結果産炭地では大正町、昭和町といった名称の一団地とみなされる炭住街区が形成され、一般に言う町丁区組織がつくられていた。本研究では、上記のような街区もしくは町丁区を「旧炭住地区」と定義する。以下「地区」とした場合もこの意で用いる。閉山後の再編整備は大部分がこの「地区」単位で実施されている。

ところで、旧炭住地区のうち立地条件の良い物件は、石炭鉱業合理化事業団に買収されずに旧炭鉱会社により早期に処分転用された。また、昭和40年代中頃より市町村総合計画が立案され、以下でのべる炭鉱住宅地区改良

事業による整備が行われてきた。

しかし、「産振法」公布後15年を経過した昭和52年においても、筑豊に376地区38,898戸の炭住が残されていた。とくに田川市を始めとする一部市町村では総世帯数の3割以上が炭住入居世帯でしめられていた。これらの市町村では、炭住地区が市町村の中心であるDIDの構成要素である場合が多い。ここでは「炭住問題の解決なくして自治体計画は成立しない」のである。そしてその解決に対しては経済(産業)、社会(生活)、空間(地域住宅)政策が三位一体として構想される必要がある。

そこで、「産振法」の三度目の期限延長が終る昭和66年までに、旧炭住地区を再編整備するという政策・計画目標を前提とした、「再編整備のための政策課題」のフレームを示したのが表3である。

表 3 炭住地区再編整備政策課題のフレーム

領域	住戸(世帯)レベル	地区(集落)レベル	市町村(自治体) レベル
社会福祉論 Social	• 生活再建問題 経済対策 老人身障者対 策 • 特目住宅	● 地域福祉 組織論 環境整備 ● 施設養護	<ul><li>社会開発</li><li>地域高齢者対策</li><li>コミュニティオーガニゼージョン</li></ul>
住宅政策論 Physical 1住宅供給 論 2住宅計画	<ul><li>政策家賃の維持</li><li>家屋、住宅の所有関係の調整</li></ul>	<ul><li>炭住向新法制度の制定</li><li>炭住改良事業方式の見直し</li></ul>	<ul><li>国庫負担の原則</li><li>住宅ストック対策</li></ul>
論 3居住地 <b>整</b> 備	<ul><li>住民参加の主体形成</li><li>計画のオープン化</li></ul>	<ul><li>住民組織の確立</li><li>改善事業組合結成</li><li>持家地区住環境整備制度化</li></ul>	<ul><li>地域住宅整備 計画立案</li><li>市町村総合計 画の調整</li><li>市町村財政再 建</li></ul>
地域開発論 Economic	•型別供給、可 変型住宅など による地域住 宅としてのス トック化	●再編方式メニューの多様化 ・土地(跡地) 所有者の私権 制限	<ul><li>地域経済(産業)開発</li><li>土地利用計画</li><li>新交通体系の設定</li><li>広域計画行政</li></ul>

# 第8章 閉山後の炭鉱住宅の滅失過程について

(前年度梗概 pp249~252に記載した)

# 第9章 旧炭鉱住宅地区の再編整備からみた類型

炭住の再編整備に際しては、それが一団地となった集落や街区が計画単位とされる。昭和43年の福岡県の炭鉱住宅実態調査においては、これを「団地」とよび基本的な集計単位とされた。しかし地区改良事業の中では、改良前を炭住地区とし、改良後を改良住宅団地とすることが多いので、本論では、実態調査集計単位を「炭住地区」とした。

本節は、この炭住地区を対象に地区、住宅、入居者に

関する指標により、主成分分析を行って、炭鉱整理後の 旧炭住地区の変容過程につき考察し、その地区分級を試 みたものである。

### 9-1 類型化の指標

昭和52年調査時の地区数は376であった。その後,地区のクリアランスなどにより,58地区が滅失したが,58年調査で地区境界の見直しと分割統合を行った結果,345地区に整理された。

この地区につき「新産振法」が失効する昭和66年までに、再編整備を完了するための、整備メニュー、ニーズ量の把握を目的として「炭鉱住宅地区整備カルテ」が作成された。このカルテには、昭和43年から58年までの地区の変容過程を示すデータにもとづき、再編整備の緊急度や、可能性の判断条件などが記載されている。

本研究はこのカルテをデータベースとしている。カルテより地区、住宅、入居者の状況の推移と現況を示す表4の諸指標を入力した。

地区の分割統合により18地区は指標化できないので除外しn=327地区を分析の対象とした。とくに昭和52年より58年の動向をみるため、1地区の両年度のプールデータを別の単位とみなし  $(n\times 2)=654$ 地区の相関行列による主成分分析を行った。

以上の方法により主成分分析を行った結果,固有値1.0 以上の主成分は表4に示す4軸となった。この1~4主 成分までの累積寄与率は62%である。この各主成分軸に たいする各指標(変数)の因子負荷量は表4に示すとお りである。表中の因子負荷量0.5以上のものに着目して各 主成分軸の解釈を行うと下記のようになる。

第1主成分軸〈住宅のストック度―不良度〉

入居住宅率,入居世帯率がプラスで老朽住宅率がマイナスである。持家率・増改築率もプラスであるから,住宅のストックとしての利用度の高さを意味する。

第2主成分軸〈生活安定度一崩壊度〉

世帯残留率,平均世帯人数がプラス,生保世帯率がマイナスである。入居世帯の生活の安定度を示す,マイナス側は生活崩壊度ということになる。持家率がマイナス

表一4 因子負荷量

第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分
. 8827 . 8693 . 6024 . 5862 . 4097 . 3154 0184 0289 0427 0471	. 0738 . 1308 - 5536 - 4912 55119 . 5567 . 3265 . 1018 - 5342 - 2946 - 0554	1002 1710 . 2002 0007 0351 0408 . 2806 4984 6017 . 6651 2627	1162 0943 . 0926 . 1774 0349 2371 . 7427 . 5615 . 0376 0500 2671
2, 8005 25, 46	1. 6346 14. 86	1. 2828 11. 66	1. 0620 9. 65
	. 8827 . 8693 . 6024 . 5862 . 4097 . 3154 0184 0289 0427 0471 5352 2 . 8005	. 8827 . 8693 . 6024 . 5862 . 4097 . 3154 . 0184 . 0289 . 0184 . 0289 . 0198 . 0427 . 0427 . 0427 . 0427 . 0427 . 0427 . 0427 . 0427 . 0427 . 0534 . 0554 . 0554 . 0554	. 8827     . 0738     1002       . 8693     . 1308     1710       . 6024     5536     . 2002       . 5862     4912     0007       . 4097     . 5119     0351       - 0184     . 3265     0408       - 0289     1018     4984       - 0427     5342     6017       - 0471     2946     6651       - 5352     0554     2627       2, 8005     1, 6346     1, 2828

にきいている。

第3主成分軸〈維持管理度〉

建築経過年数がプラスで生活世帯率がマイナスである。建設時の質とその後の維持管理の程度が高かったことを意味する。

第4主成分軸〈地区規模〉

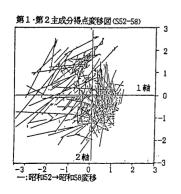
住宅数、戸数密度がプラスである。これは地区の規模 に左右される空間的条件の差異を意味する。

# 9-2 主成分分析による炭住地区の地区分級

次に昭和52年および58年における第1~3主成分スコアによる散布図により福岡県における炭住地区の整備ニーズからみた分級を行う。

まず第1-2主成分スコア散布図についてみると、第 1象限(ストック度、安定度+)の地区が減少し第IV象 限(ストック度+安定度-)への集約が著しい。一方で 第1主成分軸のマイナス方向(住宅不良化)への移行が みられ、地区の崩壊滅失が進行していることを示してい る。

ついで第1-3主成分散布図についてみると,第1軸の+に持家が,-に借家がプロットされ,第3軸の-側に中小炭鉱がプロットされている。従って第 I 象限 (維持管理がよくストック度が高い)には、旧大手炭鉱持家地区が、第III象限には旧中小炭鉱借家地区が散布される。



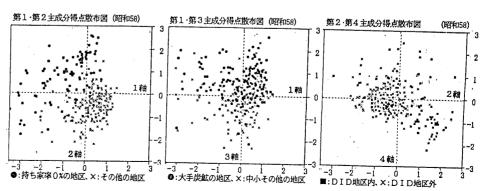


図6 第1~3主成分スコア散布図(昭和58年,福岡県全域)

第2-4軸散布図は、4軸が空間条件を示すもので正 負が質的レベル差を意味しない。序数(列)尺度データ である DID 地区との関連で、DID 地区内の小規模・低密 度炭住地区、すなわち職員社宅が、第IV象限に集中し、 ストック住宅化している点が特記できる。

以上分析したように第1~3主成分軸では主成分スコアの正負が質的レベル差を意味している。しかも各散布図上で大旨四分位されている。したがって第1,2,3軸で区分される8象限は、炭住地区の質的水準を等級づける区分として有効であるといえる。そこで第1~3主成分スコアの正負を基準にして広域圏別の地区分級を行った結果を表5に示している。

### 9-3 各類型の地域的分布

図(略)は広域圏別に両年度の第1,2主成分スコアによる散布図を作成したものである。図中・のプロットで当該圏域内の残存炭住最大の市町村を示し地域性をさらに細かく示している。この図より炭住地区の変容の地域的特性をまとめる。

〈福岡〉住宅ストック度が高く維持されている。昭和52年から58年にかけて生活安定度がやや低下し、散布図の第IV象限への集約化傾向がよみとれる。

〈中遠北〉第IV象限への集約, すなわち持家の増改築によるストックとしての利用が最も顕著である。この型にならない地区は滅失化が, すなわち1軸マイナス側への流れが進行している。直鞍と類似した傾向を示す。

〈嘉飯山〉持家ストック化傾向と、滅失化の傾向が併存している。生活安定度の低下も進んでいる。この圏域は田川と類似した傾向を示す。

〈直鞍〉近隣した中遠北と類似した傾向を示す。ただ し昭和51年貝島炭鉱が閉山した宮田町では、社宅滅失型 で、大牟田と類似した動向を示している。

〈田川〉大手・中小炭鉱が混在し、閉山後の産炭地復 興が充分進展せずもっとも複雑な動向を示す。とくに田 川市の地区が昭和52年から大きく変動していることが示 される。 〈大牟田〉昭和52年の状況から社宅(借家)のまま住宅の滅失が進んでいることが示される。

以上の各圏域の動向として昭和58年の地区の散布状態の類似性として福岡・北九州両市のスプロールの影響の強い〈福岡〉〈中遠北〉〈直鞍〉の持家炭住地区群と,現在もしくは閉山後も炭鉱社会の管理下にある〈大牟田〉〈直鞍〉の宮田町の社宅炭住地区群に対称的な動向がよみとれる。

以上の考察から福岡県における炭鉱閉山後の炭住地区 の変容過程はつぎのように要約される(図 6 )。

- 1) 炭鉱整理時の旧炭鉱会社の炭住処分方法と自治体の対策によって現在炭住地区の状況が規定された。
- 2) 炭住地区の現況は住宅のストック度,入居者の生活安定度,閉山前後の地区の維持管理度,炭住の立地規模の4つの主成分によって説明される。
- 3) 炭住地区の変容過程は初期の社宅処分および払い下げ持家化の段階と、その後の入居者によるストックとしての改善過程、もしくは住宅の不良化、減失過程としてとらえられる。現在の炭住地区は閉山時期や炭住処分方式などによりその変容過程が異なり、多様で過渡的な類型にわかれている。
- 4) この変容のインパクトや速度は、地区の立地する 圏域の復興度によって異なっている。これに炭鉱会社の 炭住処分方式による差異が市町村レベルで重なり炭住地 区の動向の広域圏、および市町村レベルでの地域性とし てあらわれている。
- 5) 4つの主成分のうち第1~3主成分は地区の質的 水準を要約している。したがって地区の各主成分軸の 正・負を基準にして整備ニーズからみた地区分級を行う ことができる。

# 第10章 旧炭鉱住宅地区居住者の住生活と住意識につい て

# 第11章 「炭鉱住宅地区改良事業」の事例分析

(前年度梗概 pp253~255に記載した)

表 5	第1~3	主成分ス	コアによ	る炭住地	区の分級

級等級	1 軸	2 軸	3 軸	福 (36	岡 地区)	中 (28	遠 北 地区)		飯 山 地区)	直 (28	<b>鞍</b> 地区)	田 (96	地区)	大 (50	牟 田 )地区)		3県計 7地区)
1 2	++	++	+ 1	9	25. 0 2. 8	2	7. 1 3. 6	4	4. 5 1. 1	1 0	3. 6 0	13 5	13. 5 5. 2	3 7	6. 0 14. 0	32 15	12. 9 4. 6
3 4	++	=	+	14 7	38. 9 19. 4		32. 1 28. 6	32 14	34. 8 15. 7	8	28. 6 28. 6	30 18	31. 3 18. 8	0	0	92 55	28. 1 16. 8
5 6	-	++	+	1 3	2. 8 8. 3	2 0		2 5		2 2	7. 1 7. 1	2 3			62. 0 10. 0	40 18	12. 2 5. 5
7 8	_	_	+	1 0	,	4 2			21. 4 14. 5	2 5	7. 1 17. 9	10 15	10. 4 15. 6	4 0		40 35	12. 2 10. 7

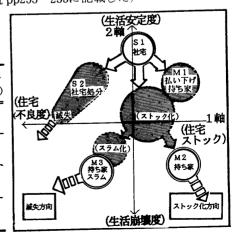


図6 炭住地区変容過程総括図

### 第12章 筑豊地域市町村の住宅政策の課題

本章は筑豊地域の市町村レベルの住宅政策の展開過程と問題点につき田川市と水巻町をケーススタディとしてまとめたものである。田川市は現在、福岡県下で最も多く炭鉱住宅が残存し、その地区改良事業が市の住宅政策の柱となっている。一方、水巻町は昭和40年代に炭住地区改良事業が実施され大半の炭住地区がクリアランスされた町である。両市町とも住宅政策は行政の基幹として位置づけられており、現在、住宅審議会などが設けられ、今後の市町村住宅政策について論議されている。<sup>建り</sup>

### 12-1 田川市における住宅政策の課題 ①炭住対策の経過<sup>±8)</sup>

昭和39年3月,三井鉱山株式会社田川鉱業所は閉山し新田川炭鉱として再発足するが、同鉱も昭和44年に閉山した。筑豊の最大手鉱の閉山でありさまざまな産炭地域問題が発生した。産炭地の復興策として炭鉱跡地やボタ山を利用して工業団地の造成が行われた。一方の炭鉱住宅地区は三井田川の場合、市の中心部に位置し大規模であるため改良が難しく、三井系の管理会社により低家賃の貸家として運用された。

昭和47年11月に「田川市炭住問題連絡協議会」が設置され「炭住について諸搬の情勢に鑑み、どのように対処すべきか。また現行の住宅地区改良法に基づき、改良事業を推進する場合の具体案」について答申がなされた。これをうけて昭和48年より第1次5ヵ年計画が策定されたが、住宅地区改良法に基づく事業手法上の問題や炭住居住者のコンセンサスを得ることの困難性から、当初は計画どおり進捗しなかった。

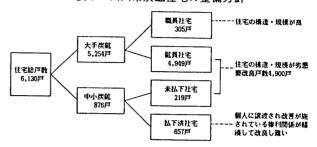
閉山後の混乱が一応おさまった昭和50年代になって炭住地区居住者より地区改良の要望が出てくるようになったため、昭和56年に市では炭住改良を市政の最重点施策として位置づけ、下記のような基本方針をまとめるとともに、庁内の機構改革が行われた。(一部筆者要約)

- (1) 炭住改良を要する戸数を4,900戸とする。(表6)
- (2) 炭住地関係法律の適用期限内に炭住地区改良の完成を目途とする。
- (3) 現地建替ローリング方式とする。
- (4) 改良住宅は原則として中耐5階建とする。規模は 標準床面積以内とする。
- (5) 権利関係の処理は原則として所有者(管理者)と 居住者間で行う。
- (6) 改良店舗は集合店舗として住宅付店舗としない。
- (7) 関係者の積極的な協力を得る。所有者と居住者に よる「地区改良委員会」の設置し協力体制を確立

注7) 筆者らは両市町の炭住地区改良事業の計画策定や審議会等に参画し提言を行っている。本章はその中間経過報告である。 注8) この項については萩野進;炭鉱住宅地区改良事業,日本住宅協会「住宅」,1966.9,pp25~31,に詳しい報告がある。 する。

以上のように昭和50年代に入って地区改良はかなり進捗した。しかしこの事業を実施した結果,新たな問題点が惹起してきた。そのため昭和60年6月に「田川市住宅審議会」が設置され「今後の炭住改良のあり方,進め方について」審議がなされることになった。

表 6 田川市炭鉱住宅の整備方針



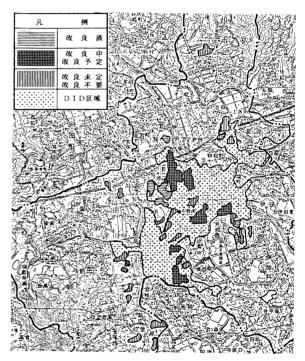


図7 田川市旧炭住地区の現況

#### ②田川市の住宅対策とその問題点

田川は盆地型の純農村であったところが、明治末から大正期にかけて炭鉱の坑口を中心に急激に市街化されたもので、都市構成としては矛盾が多いものであった。炭鉱住宅街区は市街地の構成要素の基盤をなしており、5,000戸の住宅改良は、都市構造を大きく変革する契機となるべき事業であった。初期の地区改良事業はその視点がやや弱いものであったと言わざるを得ない。

昭和61年3月の住宅審議会中間答申ではまずこの点が 指摘され、総住宅数の1/3が中層耐火市営住宅で占められ た地方都市像に疑問が呈され、魅力ある都市建設のため 画一化された既成概念にとらわれない住宅政策を行うべ きだとし、さらに同答申では炭住改良について

- (1) 現在実施中の改良事業の促進策,修正方策
- (2) 昭和66年以降に残存する炭住の取扱い
- (3) 急増する市営住宅の維持管理上の問題点
- (4) 多様化した住民ニーズに対応した対策の必要性について意見が出されている。すなわち昭和60年代に入って初めて炭住改良事業が単にスラムクリアランス事業の範囲にとどまらず、地区周辺対策や、インフラストラクチャーの改造、地域の住宅ストックづくり、都市イメージ景観といった役割が認識されるようになったといえる。また、将来の地区人口の高齢化への対策の必要性が認識され、昭和61年9月より「地域高齢者住宅計画策定協議会」が設置され、現在、炭住コミュニティーのイメージを生かした高齢社会に対応できる集合住宅像について検討が進められている。

### 12-2 水巻町における住宅政策の課題

#### ①炭住対策の経過

水巻町と北九州市若松区にわたる鉱区を採掘していた 日本炭礦(株)高松炭鉱は優良鉱とみられ、昭和40年9月に は若松区内に大型の第6竪坑の新規開さくが行われた が、石炭情勢は好転せず昭和46年3月に閉山するに至る。

日炭高松鉱の水巻町内の高松一坑などは昭和41年2月に閉山する。当時は高度経済成長下で、水巻町は北九州市の近郊に位置していることから「勤労者の住みやすい町」としての再建が目標とされ炭鉱社宅跡地の住宅開発政策が昭和40年代に推進された。

すなわち昭和46年の閉山前までに5 社宅地区1,618戸が処分され民間分譲団地,改良住宅,町営住宅に転換された。以降,大規模炭住社宅地区であった高松,梅ノ木,古賀地区が処分され公団住宅,改良住宅が建設された。同町の場合,閉山後も家屋と土地を日本炭礦に関連のある会社が所有し,炭鉱関係者以外の旧社宅入居を認めず,入居者の対策協議会が有効に機能し,地区改良はすみやかに進行した。

したがって昭和42年には4,219戸あった炭住は昭和58年には304戸に減少した。うち入居世帯は28世帯であり、同町の「炭住問題」は一応解決されたといえる。

昭和59年の同町の世帯数は9,455世帯である。これに対して住宅数は10,626戸に達している。その内訳は

改良住宅(1562戸)町営住宅(602戸)左計2164戸 県営住宅(816戸)公団住宅(1134戸)左計1950戸 事業団住宅(80戸)その他(6432戸)左計6512戸 となっており公営・公団住宅が約4割をしめる特異な住 宅所有関係の構成比となっている。

### ②水巻町の住宅対策とその問題点

昭和50年代後半より北九州市の構造不況が顕著となり,水巻町の住宅需要圧は低下した。その結果、公団の空家や公社・民間分譲住宅の未供用戸数が増加した。

一方、昭和40年代前半までに供給された町営住宅の老朽化、狭小性が問題として町議会でも採り上げられるようになる。そこで町営住宅の管理や再整備を含み、今後の住宅需要に見合った住宅対策を立てる必要から、昭和61年9月に「水巻町住宅審議会」が設置された。その審議内容は下記のような事項である。

- (1) 北九州都市圏の住宅需給動向と水巻町の立地条件
- (2) 水巻町の総合計画,土地利用からみた適正人口規模と住宅環境容量の設定
- (3) 適正人口に見合う住宅供給配分と住区整備計画
- (4) 町営(改良)住宅整備,建替,用途廃止計画
- (5) 町営住宅の維持管理問題, 財政問題
- (6) 住宅地整備, 町営住宅建替の財源

とくに、基幹産業がなく自主財源が少い町で、年々増大し続けている町営住宅管理費が問題とされている。<sup>#9</sup> 具体的な住宅政策としては以下の課題が検討された。

- (1) 昭和40年以前建設の町営住宅の建て替え計画
- (2) 初期の改良住宅の増改築もしくは再整備の方法
- (3) 居住者の高齢化に対応した住宅・施設整備
- (4) 広場,緑地整備と団地景観改善への住民参加問題いずれも町営住宅を地域の住宅ストックとして再生するに不可欠の課題である。このほか今日の住宅地区として不可欠の下水道やコミュニティ施設の整備も炭住改良を優先して行ったために課題として残されており、歳入60億円前後の限られた財源の中で、政策立案はかなり困難である。

また将来の新たな住宅事情の変化に対応できる住宅政 策が必要であるが、当町クラスの町村住宅政策では限界 があると言わざるを得ない。

### 〈付年表〉 炭鉱住宅計画関連年表 (略)

#### 〈参考文献について〉

主要な文献は昨年の梗概に示している。また第1編に 関連する文献については年表中に示し、第2編について は脚注の形で示したので省略する。

#### 〈研究組織〉

主查 本田 昭四 西日本工業大学助教授

委員 山下 良二 西日本工業大学助手

新垣 洋史 西日本工業大学副手

岩下 陽市 北九州職業訓練短期大学校 教官

注9) 水巻町行政改革推進委員会中間答申,昭和61.3,p3より。昭和59年度の一般財源より1億5,000万円が負担されている。